

ご契約者様へ

長い間のご入居、ご利用誠にありがとうございました。

解約に際しましては下記の点についてご確認、お手続きをお願いいたします。

(各種手続き)

役所などへの転出届

ガス・水道・電気・電話・ケーブルテレビなどの解約および精算

新聞の解約

郵便物の転送手続き

粗大ゴミの処分

電気容量（アンペア）戻しの手続き（変更された方）

電圧（ボルト）戻しの手続き（100Vから200Vに変更された方）

(退去立会日に必要なもの)

鍵（ご契約の際にお渡しした物全て）

入居のしおり（お預かりがある場合）

設備機器のリモコン（設備としてある場合）

各種取扱説明書（お預かりがある場合）

(引越し時の注意点)

建物共用部分への養生をしてキズの防止にご協力ください

（キズが発生した場合は補修費用をご負担いただきます）

ポスト内の物は全て取り出していただき「空」にしてください

(退去立会いについて)

解約申込書の所定欄にご希望の日時をお書きください。申し込み順にてお受けいたしております。

ご希望の日時にお受けできない場合には、弊社担当者よりご連絡いたします

(解約月の家賃について)

解約月の家賃が解約日によって日割りになることがあります。従来通り1ヶ月分のお支払いをお願い致します。日割り差額につきましては、解約精算時にご返金致しておりますのでご了承の程宜しく申し上げます。

(解約精算について)

ご返金につきましては、退去立会いによる負担額確定の後、1月前後にてご指定の口座へお振込いたします。

(火災保険について)

解約のお手続きを契約者様ご自身にておねがいします。

ご解約にあたって

解約を希望される場合は、解約申込書に所定の事項をご記入の上、郵送日数を考慮してご通知ください。尚、解約の予告には、契約書に記載の指定の予告期間が必要です。

解約申込書の記入時は必ず下記事項をご確認ください。

解約申し込みの際にお引越しの予定や退去立会日が確定していない場合には、解約申込書をご送付のうえ、後日ご連絡をお願いします。但し、解約日は必ず記入してください。

● 解約予告日とは？

解約申込書が貸主様または管理会社に到着した日、またはお電話にて解約の申し入れをお受けした日。

● 退去予定日とは？

お引越しの予定日です。

● 立会希望日とは？

原状回復工事のため、借主様または入居者様と共に建物内外を確認させていただく日です。

解約日の前に退去立会いが終了し建物明け渡しを終了した場合、借主様はそれ以降建物を使用することが出来ません

● 解約日とは？

その日まで賃料がかかります。借主様は賃貸借契約上、その日まで建物を使用することが出来ます。

【解約お手続きの流れ】

解約申込書が管理会社に到着

解約予告日



退去予定日

お引越しの日



立会希望日

建物確認の日・解約日

例) 契約上の予告期間が1ヶ月の場合、解約予告日が1月1日なら解約日は2月1日となります。

<退去立会いでの注意点>

- ご入居以降の借主様の**故意・過失による汚損・破損は借主様の費用負担**となります。
※ 故意・過失とは・・・ タバコのヤニによる汚れ／落書き／釘穴・ビス穴／ひっかき傷／換気不足によるカビなど。（画鋲痕は除きます）
- 立会い時間前に荷物の搬出が終了するよう引越業者様とお打ち合わせ願います。
- 立会い時間は**午後3時までの時間帯**にてお願い申し上げます。（**冬季は2時まで**）